

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 24 日

都道府県 看護行政担当者 様

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為研修シンポジウムの開催について（協力依頼）

看護行政の推進については、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日より施行されております。

本制度は、看護師が手順書により特定行為を実施することにより、チーム医療の一端を担うとともに、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

厚生労働省医政局看護課では、本制度の周知を図ることを目的に、「看護師の特定行為研修シンポジウム」を平成 29 年 12 月に東京で開催いたしました。この度、同シンポジウムを別添のとおり大阪においても開催することとなりました。つきましては、貴管内の関係者各位へチラシの配布等の情報提供をいただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、当該シンポジウムの開催については、別記、関係団体等あてにお知らせをしておりますことを申し添えます。

（別添）

- ・ 看護師の特定行為研修シンポジウム開催要綱
- ・ チラシ『看護師の特定行為研修シンポジウム』

（参考）

- ・ 開催要綱・ポスター掲載先
厚生労働省ウェブサイト URL :

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184295.pdf>

< 問合せ先 >

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話 : 03-5253-1111

吉安(内線4178)・浅田(内線4177)